

条件反射制御法学会選挙規定

第1条（理事の選出）

- 1 理事は会員の直接選挙により選出する。
- 2 会長任命理事は、選挙権を有する会員の中から理事会の議を経て会長が任命し、総会の信任をうる。

第2条（選挙権）

理事選挙の有資格者は、選挙管理委員会の確認した選挙権有資格者名簿作成時点において、選挙実施年度を含めて、過去3年間に1年以上会費を納入したものに限る。

第3条（投票方法）

投票は外国を含む全国1区で行ない、5名以内の連記とする。投票は所定の投票用紙を用い、無記名で郵送により行なう。

第4条（当選者の決定）

当選者は、投票の得票数の多い順から選ぶ。得票数が同数の場合は、抽選で順位を定める。理事に当選した者で就任を辞退するものがあつたときは、得票数の多い順に繰り上げて当選するものとする。就任後の退任に伴う補充は行なわない。

第5条（選挙管理）

選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行なう。選挙管理委員会は、理事会の指名する理事2名及び理事以外の会員2名をもって組織する。

第6条（改正）

本規定の改正は総会の議決を要する。